

# 松橋事件、冤罪を生んだ検察の証拠隠しをあぶり出せ 宮田浩喜さんが国賠訴訟

1985年1月に熊本県下益城郡松橋町（現宇城市）で当時59歳の男性が殺された事件の殺人罪で服役し、昨年3月に再審で無罪が確定した宮田浩喜さん（87歳）の弁護士が9月17日、同県と国を相手に「違法な捜査などで長期間拘束されて精神的苦痛を受けた」などとして、約8500万円の損害賠償金を求めて熊本地裁に提訴した。

この事件で宮田さんは「シャツの袖を切つて（犯行に使つた）小刀の柄に巻いていたが、風呂の焚き口で燃やした」と自供していた。だが弁護団の求めで熊本地検が開示した証拠から燃やしたはずのシャツの袖が出てきた。自宅に残っていたシャツ本体と合わせると完全なシャツが復元したため自白が虚偽と判明し、再審無罪の大きな根拠となっていた。また同地検は

「布には血がついていない」とした鑑定書も秘匿していた。

このため宮田さんの弁護士は訴状で「シャツ片や鑑定書は、裁判結果に影響を及ぼす可能性が明白で、検察官は法廷に提出する義務を負っていたのに、違法な証拠隠しをした」と指摘した。さらに宮田さんに虚偽自白を迫った警察の取り調べも「ほぼ連日、長時間にわたつて執拗に行われており、違法」と主張している。

無実が証明された冤罪事件としては今年3月、殺人罪で服役した元看護助手の西山美香さん（40歳）の再審無罪が決まった滋賀県の「湖東記念病院事件」（大津地裁）がある。しかしこうした捜査の違法性や不当性に踏み込んで指摘した判決は極めて異例。松橋事件でも無罪判決は捜査の違法性などには触れていない。

雪冤する前に脳梗塞で倒れた宮田さんは後遺症で認知症が進み、現在は熊本市内の施設に暮らしている。この民事訴訟は、以前から指摘されてきた長期勾留で苦痛を与える警察の違法な取り調べに加え、「検察の証拠隠し」を炙り出す、重要な裁判になる。

栗野仁雄・ジャーナリスト



宮田浩喜さん。現在は施設で療養中だ。（2019年4月撮影／栗野仁雄）

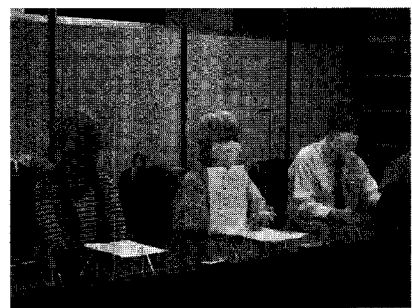
# コロナ対策名目で裁判所が傍聴席の使用を大幅制限 28団体が改善の要請書提出

新型コロナウイルスの感染拡大防止の名目で裁判所が使用可能な傍聴席を大幅に減らしているのは、憲法が定める裁判公開の原則を侵害するとして、反原発訴訟の原告団など28団体が9月24日、東京高裁と東京地裁へ改善を求める要請書を提出した。

福島原発事故当時の東京電力幹部を訴えている東電株主代表訴訟の木村結・事務局長によると、同訴訟の口頭弁論には東京地裁で一番大きい103号法廷が使われ、傍聴席は98ある。しかし9月10日の口頭弁論では36席だけが使用可能とされ、うち9席を司法記者クラブ所属の記者が占めた。

原告席も弁護団を含めて10人に制限されたため、原告41人のうちあふれた人は傍聴席に座ることになり、一般傍聴席は10に、原告5人が一般の傍聴希望者に席を譲ったが、それでも先着15人しか法廷に入れなかった。

要請書は、観客が大声を出さない前提で演劇などの収容率が100%認められたことを例示。記者会見で木村さんは「コロナ対策は大事だが、開廷中の私語は禁止されておらずマスク着用などで対応できる。傍聴席を減らすなら別室で



要請について記者会見で語る木村結さん（中央）と海渡雄一弁護士（右）。（撮影／小石勝朗）

法廷内の映像を視聴できるようにするなど、代替措置で傍聴の権利を守ってほしい」と訴えた。

同訴訟弁護団の海渡雄一弁護士も同席し、「各地の裁判所でも傍聴席はほぼ3分の1に減らされており、最高裁の指示ではないか」と指摘。同訴訟では近く、注目度が高い勝保恒久・東電元会長ら被告の尋問が行なわれる予定で「メディアがさらに席を占めれば一般傍聴席はゼロになりかねない。緊張感をもって審理するには公開原則が重要だ」と強調した。関係団体に賛同の呼びかけを続け、最高裁への要請も検討するという。

東京高裁と東京地裁は今後の対応について、取材に「感染拡大や収束の状況など社会情勢の推移を見ながら判断する」と答えた。

小石勝朗・ジャーナリスト